

外来ご利用者の方へ

電子的診療情報連携体制整備加算3について

当院では、質の高い医療を提供するため、電子的診療情報連携体制を整備し、「電子的診療情報連携体制整備加算3」の施設基準を満たしております。

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 算定した診療報酬の区分・項目・点数を記載した明細書を患者に無償で交付し、院内に掲示、当院ホームページにも掲載しております。
4. マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）
5. マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
6. 電子資格確認をして取得した診療情報を閲覧又は、活用できる体制を有しております。
7. マイナポータル等の医療情報等を活用した健康管理に関するご相談に応じる体制を有しております。

上記体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算3」を月に1回に限り、初診時4点、再診時2点算定します。

今後も安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。

石川療育センター 院長